

令和5年伯耆町
第1回定例会

条例等議案説明資料概要



令和5年3月

伯耆町 総務課

議案等説明資料

提出課：総務課

議案番号 5	伯耆町個人情報保護法施行条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	個人情報の保護に関する法律の一部改正により、全地方公共団体に共通の法規定が適用されることに伴い、法律で委任された事項を定める条例を制定するもの。
2. 概要	<p>(1) 目的 個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める。</p> <p>(2) 不開示情報 伯耆町情報公開条例との整合性を確保するため、不開示とすべき保有個人情報を定める。</p> <p>(3) 手数料 開示請求に係る手数料は無料であるが、公文書の写しの作成・送付等に要する費用は、開示請求者の負担とする。</p> <p>(4) 審査会への諮問 法で定める開示請求に係る審査請求のほか、条例で定める個人情報の適正な取扱いに関し専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときのみ、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。</p> <p>(5) 現行の伯耆町個人情報保護条例は廃止し、併せて同条例を引用している伯耆町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、伯耆町附属機関条例の一部を改正する。</p>
3. 施行期日	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日(令和5年4月1日)

提出課：総務課

議案番号 6	伯耆町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について																
(提案理由及び概要)																	
1. 理由	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に準じて改正するもの。																
2. 概要	<p>期末手当の支給月数の引き上げ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>引き上げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1. 625月</td> <td>1. 65月</td> <td>0. 025月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1. 625月</td> <td>1. 65月</td> <td>0. 025月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3. 25月</td> <td>3. 30月</td> <td>0. 05月</td> </tr> </tbody> </table>		令和4年度	令和5年度	引き上げ幅	6月	1. 625月	1. 65月	0. 025月	12月	1. 625月	1. 65月	0. 025月	年間	3. 25月	3. 30月	0. 05月
	令和4年度	令和5年度	引き上げ幅														
6月	1. 625月	1. 65月	0. 025月														
12月	1. 625月	1. 65月	0. 025月														
年間	3. 25月	3. 30月	0. 05月														
3. 施行期日	令和5年4月1日																

議案番号 7	伯耆町特別会計条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	西部7町村で共同設置している「鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会」の会計事務を2年ずつ西部7町村持ち回りで運営しているが、令和4年度を以て伯耆町の担当が終了するため、本会計を廃止する。
2. 概要	鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計を廃止する。
3. 施行期日	令和5年4月1日

議案番号 8	伯耆町国民健康保険条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	国の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金等の支給総額は、出産費用の平均額の推計等を勘案し、全国一律で引き上げるべきとされ、健康保険法施行令等の一部を改正されるため、所要の改正を行うもの。
2. 概要	出産育児一時金の支給額部分を40万8千円から48万8千円に引き上げる。(これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給総額は、50万円となる。)
3. 施行期日	令和5年4月1日
4. 経過措置	この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る伯耆町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案番号 9	伯耆町営住宅条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	公営住宅法の一部改正により、一定の町営住宅の入居者について、収入の申告を要しないで家賃を決定できるよう所定の規定を整備するもの。
2. 概要	(1)認知症、知的障がい者、精神障がい者等である町営住宅の入居者が収入の申告をすること及び収入状況の報告に応じることが困難な事情にある場合は、当該入居者の雇主等に報告を求める方法又は官公署に必要な書類を閲覧等させることを求める方法により把握した収入に基づき、家賃を決定することができることとする。 (2)その他所要の規定の整備を行う。
3. 施行期日	令和5年4月1日

議案番号 10	伯耆町子ども・子育て会議条例等の一部改正について								
(提案理由及び概要)									
1. 理由	子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことから、当該法律の規定を引用している条例について、所要の改正を行うもの。								
2. 概要	(1)改正を行う条例 ①伯耆町子ども・子育て会議条例 ②伯耆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 ③伯耆町附属機関条例 (2)改正内容 法改正による条項のずれを改める。								
【参考】子ども・子育て支援法 新旧対照表(関係部分抜粋)									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">改正後</th> <th style="width: 50%;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(支給要件) 第十九条 略 (削除)</td> <td>(支給要件) 第十九条 略 2 内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>第七十二条～第七十六条</td> </tr> <tr> <td>(市町村等における合議制の機関) 第七十二条 略</td> <td>(市町村等における合議制の機関) 第七十七条 略</td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	(支給要件) 第十九条 略 (削除)	(支給要件) 第十九条 略 2 内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。	(削除)	第七十二条～第七十六条	(市町村等における合議制の機関) 第七十二条 略	(市町村等における合議制の機関) 第七十七条 略
改正後	改正前								
(支給要件) 第十九条 略 (削除)	(支給要件) 第十九条 略 2 内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。								
(削除)	第七十二条～第七十六条								
(市町村等における合議制の機関) 第七十二条 略	(市町村等における合議制の機関) 第七十七条 略								
3. 施行期日	令和5年4月1日								

議案番号 11	伯耆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等が改正されたこと及び放課後児童クラブのみなし支援員に係る経過措置が終了することに伴い、所要の改正を行うもの。
2. 概要	<p>(1) 伯耆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正</p> <p>①懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除 ②安全計画の策定等に関する規定の整備 ③感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置に関する規定の整備 ④自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定の整備</p> <p>(2) 伯耆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正</p> <p>①懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除</p> <p>(3) 伯耆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正</p> <p>①安全計画の策定等に関する規定の整備 ②業務継続計画の策定等に関する規定の整備 ③感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置に関する規定の整備 ④自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定の整備 ⑤放課後児童支援員の資格要件の緩和措置の整備</p> <p>国が定める放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準については、「参酌すべき基準」とされており、町独自の判断で定めることができることから、町の実情に合わせ放課後児童支援員となることができる者について、新たに放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から2年を経過する日の属する年度の末日までに都道府県知事等が行う研修を修了することを予定している者を含む規定を設ける。</p> <p>※みなし支援員に係る経過措置 放課後児童支援員となるために修了しなければならない都道府県知事等が行う研修を修了していない者であっても、令和5年3月31日までに当該研修を修了することを予定している者は、放課後児童支援員とみなすことができるもの。</p>
3. 施行期日	一部の規定を除き、令和5年4月1日

議案番号 12	伯耆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	令和4年8月の人事院勧告等により、所要の改正を行うもの。
2. 概要	<p>給料表の改定(1.7%の引き上げ)</p> <p>※一般職の給料表1級の改正規定に相当(令和4年12月議会で議決済)</p>
3. 施行期日	令和5年4月1日

提出課：教育委員会

議案番号 13	伯耆町大型共同作業場条例の廃止について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	伯耆町大型共同作業場は、昭和60年4月から、地域住民の就労の場を確保し、生活の安定に寄与するとともに部落差別の解消に資するため管理してきた。今般、本施設を利用していた者が操業を停止し、施設の目的を終了したため、本条例を廃止するものである。
2. 施行期日	令和5年4月1日

提出課：地域整備課

議案番号 14	伯耆町農業集落排水施設条例及び伯耆町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	農業集落排水施設の統廃合により、処理区域の変更を行うもの。
2. 概要	須村処理区を久古処理区へ統合し、須村処理区を廃止
3. 施行期日	公布の日

提出課：企画課

議案番号 15	伯耆町企業等立地促進条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	伯耆町企業等立地促進条例の失効日が令和5年3月31日となっているが、期限を廃止し、継続して企業等の立地を促進するため、伯耆町企業等立地促進条例の一部を改正するもの。
2. 概要	伯耆町企業等立地促進条例の期限を廃止する。
3. 施行期日	公布の日

議案番号 —	人権擁護委員候補者の推薦について			
(提案理由及び概要)				
1. 理由	法務大臣委嘱の人権擁護委員の石脇昭弘氏が令和5年6月30日付で任期満了となることに伴い、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。			
2. 概要	人権擁護委員(再任)			
	氏名	住所	年齢	生年月日
	石脇 昭弘			
				任期 (3年) 令和5年7月1日から 令和8年6月30日まで
3. 根拠法令	人権擁護委員法第6条第3項			